

令和6年6月28日招集

第3回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第3回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月28日(金) 午後1時30分から午後2時55分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員：(23名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聰	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝
13. 北見 尚志	14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	16. 西村 幸子
17. 本間 一寿	18. 金切 秀明	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実
22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣	

4. 欠席委員：(1名) 19. 大野 雄一郎

5. 傍聴者：(なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(売買)の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画(貸借)の決定の取消しについて

議案第7号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について

議案第8号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地の転用事実に関する照会について(新潟地方法務局佐渡支局)

② 農地法施行規則第53条第14号の規定による届出について

③ 農地法第18条の規定による通知について

④ 認定農業者について

2) JA推薦委員からの連絡事項等について

3) 会務報告・会務予定について

4) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 木下 和重 次長 野嶋 雅博 係長 伊藤 雅之 係長 恵帳塚 実
主任 池 池 剛宏

8. 会議の概要

局長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第3回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局長	<p>ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。19番大野雄一郎委員の1名でございます。ただ今の出席委員は、委員定数24名中、23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>今回も、新型コロナウィルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、第3回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	「異議なし」の声がございますので、1番藪田亨委員、2番渡邊秀一委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。6月20日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
佐々木農地部会長	<p>6月分の農地部会を6月20日に開催しまして、農地部会の所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提示された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。</p> <p>また、現地確認につきましては、各地区の担当委員および推進委員に調査依頼をいたしました。以上でございます。</p>
議長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」5件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願です。今月は5件、田14筆11,407.05平米、畑14筆7,079平米、計18,486.05平米です。</p> <p>案件番号1番、栃木県の方からの申請です。潟端の田1筆243平米、森林の様相により山林で整理するものです。</p> <p>案件番号2番以降の所有者、申請人、申請地番、面積、判定地目は、議案書記載</p>

	のとおりです。以上5件は非農地の基準を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、案件1番、2番について現地調査を行った7番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件1番、2番について、5月28日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、非農地の基準を満たしていますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	次に、案件3番について現地調査を行った17番本間一寿委員から報告をお願いします。
17 本間 一寿	案件3番について、2月26日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、非農地の基準を満たしていますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	次に、案件4番について現地調査を行った私から報告します。案件4番について5月24日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、非農地の基準を満たしていますので、ご審議よろしくお願ひします。
	次に、案件5番について現地調査を行った12番古屋野委員から報告をお願いします。
12 古屋野 勝	案件5番について5月23日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、非農地の基準を満たしていますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番から5番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事實確認願」5件を承認し証明書を発行することに決定いたします。
	次に、「非農地判断」7件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	非農地判断について説明いたします。
	この非農地判断は、利用状況調査の結果、3名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難(赤区分)と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課

	<p>から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。議案書の5ページから7ページと配布した別冊の資料をご覧ください。今月は7案件ございます。</p> <p>案件1番、東立島の田畠3筆2,024平米。航空写真で確認した結果、非農地とするものです。案件2番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>今月の案件は7件とも前任の委員により判断いただいたものとなります。所有者の事前確認を受けたうえで、現地に辿り着けないため航空写真図での確認しております。</p> <p>非農地判断につきましては、今後も所有者及び担当委員から事前確認いただきながら毎月上程して、計画的な非農地判断を進めてまいります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件1番から7番について採決を行います。案件1番から7番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第2号 非農地判断について」案件1番から7番の7案件を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農地法第3条の規定による許可申請」9件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第3条の許可申請になります。</p> <p>議案書の8ページから9ページをご覧ください。今月9件、田12筆15,344平米、畠5筆4,493.72平米、計19,837.72平米になります。</p> <p>案件番号1番、新潟県燕市の方から住吉の方に、住吉の畠1筆9.72平米、隣接する土地と併せて一体として畠で利用したいということで売買になります。</p> <p>案件番号2番、梅津の方から住吉の方に、住吉の田3筆1,827平米、畠1筆342平米、計2,169平米、現在耕作している農地を取得して経営規模拡大を行いたいということで売買になります。</p> <p>案件番号3番、案件番号2番と同じ梅津の方から下久知の方へ、下久知の田1筆1,039平米、経営規模拡大を行いたいということで贈与になります。</p> <p>案件番号4番、さいたま市の方から下久知の方へ、城腰の田3筆、下久知の田1筆計5,606平米、現在耕作している農地を取得し経営規模拡大を行いたいというのもで、売買になります。</p> <p>案件番号5番、梅津の方から梅津の方に、梅津の畠1筆613平米、受人の家のすぐ近くの農地を取得して自家用野菜栽培を行いたいということで、売買になります。</p> <p>案件番号6番、神奈川県川崎市の方から八幡の方に、八幡の畠1筆3,396平米、宅地に隣接した畠で自家用野菜栽培を行いたいというものです。売買になります。</p>

	<p>案件番号 7 番、新潟市の方から畠野の方に、畠野の畠 1 筆 133 平米、宅地と隣接農地を取得して、自家用野菜栽培を行いたいというものです。売買になります。</p> <p>案件番号 8 番、新潟市の方から金丸の方に、金丸の田 1 箔 3,124 平米、契約により耕作している農地ですが、取得してこれからも農業を継続したいということで、売買となります</p> <p>案件番号 9 番、八幡の方から金丸の方へ、金丸の田 3 箔計 3,748 平米、契約により耕作している農地ですが、取得してこれからも農業を継続したいということで、売買となります。</p> <p>9 案件全て許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です</p>
議長	それでは、案件 1 番から 4 番について現地調査を行った 1 番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号 1 番から 4 番につきまして、6 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認いたしました。案件 4 件の申請地全て適正に管理されておりましたので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしておりましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、案件 5 番について現地調査を行った 2 番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件番号 5 番につきまして、6 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしておりましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	次に、案件 6 番について現地調査を行った 9 番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件番号 6 番について、6 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしておりましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	続いて、案件 7 番について現地調査を行った 6 番細野委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件番号 7 番につきまして、令和 5 年 10 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしておりましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	続いて、案件 8 番、9 番について現地調査を行った 23 番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
23 佐々木 隆正	案件番号 8 番、9 番につきまして、6 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。2 件とも適正に管理されておりましたので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしておりましたので、ご審議よろしくお願

	いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から9番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請」9件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第5条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地法第5号の許可申請です。議案書10ページをご覧ください。 5条申請1件、畠1筆159平米。譲受人が福岡県、譲渡人が原黒の方です。申請地は原黒の畠159平米、所有権の移転譲渡です。変更目的は駐車場の新設です。申請者は現在、福岡県在住ですが、将来的に佐渡へ住むこととしております。今回、その住宅の駐車場がないことから、申請地を駐車場として利用するものです。 申請地は11ページの地図をご覧ください。主要地方道佐渡一周線の住吉北バス停から西へ330メートル程に位置し、市街地になることが見込まれる区域に隣接する区域内にある農地の区域で、第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地ではなく立地基準は問題ありません。また、排水も発生しないことから周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、案件番号1番について、現地調査を行った1番藪田委員から報告をお願いします。
1 蔵田 亭	案件番号1番につきまして6月25日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。申請地は、事務局説明のとおり両津地区原黒の田で、住宅等が連担する市街地にある区域に隣接する地区の農地を駐車場として整備するものです。許可基準を満たしていますので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。

一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請」1件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（売買）の決定」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。</p> <p>お手元に農地中間管理事業の特例事業（公社売買）に関する補足説明資料を配布しました。この資料は、この議案のように売買をするための条件やメリット・デメリットについて記述したものになりますので、参考にご確認ください。議案書は、12ページから14ページです。</p> <p>案件1番、長江の田2筆4,429平米。譲受人は長江の方、譲渡人は東京都の方です。案件2番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格については議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件1番から4番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農用地利用集積計画（売買）の決定」4案件について原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定の取消し」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（貸借）の決定の取消しについて説明いたします。議案書は、15ページです。今月は1案件です。</p> <p>案件1番は利用権移転案件で、千種地内の田2筆を千種の方から金井新保の方に耕作者を変更する内容で、3月総会で許可決定いただいたものになりますが、決定後に所有者からこの農地を売買すると連絡があり、その際の確認で、移転する前の契約が農地中間管理事業によるものと判明しました。今後、農地中間管理事業による貸借の合意解約をした後に売買の手続きを進めるため、案件番号1番のとおり3月に決定いただいた相対による利用権移転を取り消すものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定の取消しについて質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p>

	(意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。この案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第6号 農用地利用集積計画（貸借）の決定の取消し」1案件について原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」35件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書につきましては16ページから36ページまで今月は35案件です。 案件1番、羽茂大石の方から羽茂大石の法人へ、羽茂大石の田1筆1269平米、令和6年7月1日から令和11年3月31日まで5年間貸借するものになります。これについては新規の契約となります。 案件2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 なお、議事参与案件は案件1番の1件です。以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件1番について採決を行います。案件1番の耕作者となる農事組合法人は、4番民部委員並びに8番本間隆委員の2名が理事に就任されております。4番民部委員並びに8番本間隆委員の退席をお願いします。
	(委員 退席)
議 長	それでは、案件1番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件1番を原案のとおり決定することにいたします。
	(委員 着席)

議長	次に、議事参与案件であった 1 番を除いた、案件 2 番から 35 番までの 34 件について一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 7 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 2 番から 35 番までの 34 案件を原案のとおり決定することいたします。
	次に、「農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について」44 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について説明いたします。議案書は、37 ページから 50 ページまでで 44 件ございます。</p> <p>37 ページに意見の照会文書、38 ページに意見書のひな型、39 ページ以降に案件 1 番から 44 番まで計画案となります。</p> <p>案件番号 1 番、両津地区城腰の耕作者が、新たに吾潟地内の田 5 筆計 9,416 平米を中間管理機構から令和 10 年まで 5 年間借り受けるものです。案件番号 2 以降の耕作者、借受地番、対価、期間等については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>この内容は、令和 4 年 11 月まで農地中間管理事業の農用地利用配分計画案として提案していたものと同様に、農地中間管理機構から耕作者について利用権を設定する案件ですが、この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定に基づき農地中間管理機構が定めるものとされており、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき市町村から依頼がある毎に、農業委員会はこの促進計画案について市町村に意見を提出することになります。説明は以上です。</p>
議長	それでは、農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ありませんので「議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画案」を承認とし、意見書を市長に提出いたします。それでは、農地部会協議報告事項に移ります。
	はじめに、「農地の転用事実に関する照会」1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、51 ページをご覧ください。今月法務局照会 1 件ありました。</p> <p>申請者が埼玉県の方で、土地の表示は市野沢の田、5,094 平米です。現況は非農地。山林の様相でした。転用許可は不要な案件となります。確認委員、確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。</p>
議長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)

議長	次に、「農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定による届出について」 1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは 52 ページをご覧ください。認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る報告届出 1 件です。</p> <p>申請者は認定電気通信事業者の会社で、申請地は羽茂大崎の田 1,991 平米の内、4 平米。転用目的が高さ 15 メートルの携帯電話基地局の建設ということで、アンテナ取付用コンクリート柱を設置するものです。工事期間が令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までとなっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」 事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 53 ページから 59 ページまでで 10 件ございます。うち 55 ページの 4 番は、議案第 6 号の農用地利用集積計画（貸借）の取消しに関する農地中間管理事業の合意解約です。今月は受け手が不在となる利用調整案件はございません。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	次に「認定農業者について」 事務局から説明をお願いします。
事務局	認定農業者の認定の状況について報告いたします。今月は 5 月 31 日審査分で計 16 件ございます。うち新規が 2 件、再認定が 14 件です。説明は以上です。
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	質問等ないようですので、次に、「JA 推進委員からの連絡事項等について」に入らせていただきます。
J A 推進委員	(JA 推進委員説明)
議長	次に、「会務報告・会務予定」について事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)

議 長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定の報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、「その他」に入ります。事務局お願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。それでは、終わりに佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。
佐々木隆正会長 職務代理者	(閉会挨拶)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 1番 藪田 亨

署名委員 2番 渡邊 秀一